

厚生文教委員会行政視察報告書

- 1 視察日程 平成30年7月5日(木)
平成30年7月6日(金)

- 2 視察先及び項目
 - (1) 千葉県柏市 高齢者福祉・地域包括ケアシステムについて
 - (2) 長野県松本市 子どもの権利に関する施策について

- 3 参加者 委員長 水上洋志
副委員長 田頭祐子
岸田正義
白井亨
片山薫
遠藤百合子
紀由紀子
森戸洋子
同行 大澤秀典(子ども家庭部長)
鈴木茂哉(高齢福祉担当課長)
石原弘一(健康課長)
鈴木剛(児童青少年課長)
随 行 六町拓也(議会事務局)

- 4 視察概要 別紙1のとおり

- 5 視察収支報告 別紙2のとおり

(別紙1)

視 察 概 要	
【視察日程】平成30年7月5日	【視察先】千葉県柏市(柏地域医療連携センター)
【視察項目】高齢者福祉・地域包括ケアシステムについて	
【視察目的】 地域包括ケアシステムの構築の取組について学ぶため	
【事業の概要】 柏市における地域包括ケアシステムの取組は、平成22年に豊四季台団地地域をモデルとして、「高齢社会の安心で豊かな暮らし方・まちのあり方」を柏市、東京大学、UR都市機構の三者で協定を結び実践してきたことが大きなきっかけになっている。 課題認識として、①負担や専門領域外への診療の不安などから在宅診療を行う医師が少ないこと、②医療職・介護職の連携が乏しいこと、③患者・家族が、「在宅医療」という選択肢を知らない場合が多いことという3点を持ち、以下の5つの取組を具体化してきた。 ①在宅医療に対する負担を軽減するバックアップシステムの構築、②在宅医療を行う医師等の増加及び多職種連携の推進、③情報共有システムの構築、④市民への啓発、相談・支援、⑤これらを実現する中核拠点(地域医療拠点)の設置である。 こうした取組による主な成果は、在宅医療多職種連携研修を平成23年から通算9回行い462名が修了、在宅療養支援診療所は、平成22年14か所から平成30年は33か所に、訪問看護ステーションは平成23年11か所から平成29年に27か所に、在宅診療所による年間自宅看取りは平成22年47件から平成28年に209件と増加している。 行政の果たす役割として、事務局機能(各事業の推進、細やかな調整と橋渡し)、事業の評価(評価指標の設定、データ分析と見える化・発信)、仕組みづくりと施策化(PDCAサイクル、予算の確保、近隣市や県との情報交換と効果的な連携)と位置づけている。市の組織体制も、平成22年に福祉政策室を4名で設置、平成27年には、課内室を「地域医療推進課」として単独課とし、平成30年には、課長1名(事務職)、職員9名(事務職3名、保健師6名)、臨時職員3名(医療相談員2名、事務補助員1名)となっている。 市としての地域包括ケアシステム構築に向けて、現状分析を行い、課題を明確にして、目標と達成のための取組を具体化していることは重要である。 また、様々な地域資源の活用や地域への出前講座、情報誌の発行など市民への啓発を工夫していることも貴重な取組である。	



【所感、課題等】

委員 1

柏市の地域包括ケアシステムは、東京大学やURとの連携協定なども取り組むきっかけとなったが、そもそも行政として在宅医療システムの構築に向けての考え方や方針が明確であり、地域医療連携推進の専担課を組織するなど、その都度模索しながらも取り組んできたことがわかった。小金井市はまず2025年問題とその後の地域包括の在り方についてのビジョンを明確にすべきであるし、もう少し地域資源を見渡すべきではないか。

委員 2

柏市は、医師会の協力と厚生労働省、東京大学からの支援で、医療ケア体制が作られた。要は主治医の他に副主治医を配置し、訪問医療を点から面にして医師1人の責任にしないこと、訪問看護ステーションの常勤看護師に対し補助金を出し、安定した24時間体制を取れる状況を作っていることは重要だと思った。充実させている。体制の整備に力を入れられている点などを学ぶことができた。

委員 3

在宅医療・介護連携のきっかけは、平成21年に東京大学からプロジェクトの折、平成22年の高齢化率が40%を超えていた豊四季台団地をモデルとして、「高齢社会の安心で豊かな暮らし方・まちのあり方」を市長、部長も即決して柏市、東京大学、UR都市機構の三者で議論し実践するために協定を締結した。学ぶ点も多くその英断と継続と在宅医療連携・介護多職種連携の調整を行政が担い果たすことで、この事業が推進されたと痛感した。

委員 4

東京大学の研究や厚生労働省の支援を受けていることなど、条件は本市と大きく違っていた。市が医療と介護などの福祉との連携を図る事務局としての役割を、職員体制を確立して果たしていることは重要だと思った。医師会として在宅医療の発展のために努力して、在宅医療に携わる医師が増えていることは本市でも参考になると思う。連携の必要性は当然だが、在宅の医療と介護の体制の受皿をどう構築していくのかが大切であると感じた。

委員 5

柏市の在宅医療・介護の連携は、在宅医療への負担感を軽減するバックアップシステムの構築と、連携拠点の「柏市地域医療連携センター」の設置が大きいと感じた。主治医・副主治医が相互に訪問診療を補完し合う仕組みと、患者の急激な憎悪時には、原則として退院元の病院が受け入れて、患者の安心と医療側の負担感の軽減を図る仕組みの二重のバックアップ体制は重要だ。国や県ではなく、自治体が主体的に進める覚悟も必須である。

委員 6

柏地域医療連携センターの設置に医師会が関与し、センターの中に行政の窓口も入っていることで、地域医療を支える基盤が整っていると考えた。当該地域は大規模団地の建て替えにURが入ることで、住居と地域医療のインフラは整うが、家賃が高くなるという

問題がある。まちづくりの考え方の中に、町全体が地域医療の現場という見方を取り入れるとバリアフリーなまちづくりが目指せるのではないだろうか。

委員 7

将来的に病床が高齢者で満床になるとの予測に基づき、柏市では病院完結型から地域完結型の医療・介護サービスへと転換し、市と医師会が多職種を巻き込みながら在宅医師等の増加や連携づくり、市民啓発を行うという理念を共有して在宅医療を推進している。市が主体性を持って取り組み、組織体制を強化し、市民の満足度や幸福度にどう反映したかという在宅医療・介護連携のアウトカム指標を設定している点は参考にすべきである。

委員 8

東京大学・UR都市機構の協力した、長寿社会に向けた2大まちづくりプロジェクトが効果的に動いている。地域医療連携センターに三師会事務局がある事が在宅医療充実のキーポイント。センターは親しみ易く相談しやすいよう工夫されている。2階以上にサービス付高齢者住宅が整備される等柏モデルガイドブックに詳細が記述されている。地域の児童・生徒に配布している点も共感出来る。フレイル予防プロジェクトも使命が明確である。

視 察 概 要

【視察日程】平成30年7月6日

【視察先】長野県松本市

【視察項目】子どもの権利に関する施策について

【視察目的】

子どもの権利条例の制定とそれに基づく取組について学ぶため

【事業の概要】

松本市における「子どもの権利に関する条例」は、平成25年に制定された。制定に当たっては、平成21年にこども部を設置し、庁内関係課において子どもの権利についての調整会議を開催。平成22年に青少年問題協議会内に小委員会を設置し、検討を重ね、新たな検討組織で検討を進めることになり、平成23年に子どもの権利検討委員会を設置して条例案を検討してきた。

条例の概要は、子どもの権利に関する総合的な条例で、子どもの権利の理念を実現するために、市、家庭、学校などの施設、地域での大人の役割を明らかにするとともに、子どもに関わる大人が連携し、協働して、全ての子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に進めるものとしている。

条例が大切にしている4つの権利として、①主体的に成長する権利、②安心して生きる権利、③自分らしく生きる権利、④社会に参加する権利と位置付けている。

こうした、子どもの権利を推進するための事業の取組として、子どもにやさしいまちづくり委員会、子どもの権利相談室「こころの鈴」の設置、子どもの権利の普及・啓発事業、まつもと子どもスマイル運動、まつもと子ども未来委員会、先進都市との子ども交流事業が行われている。

条例制定による効果は、①条例の視点で施策を展開できること、②子どもにやさしいまちづくり委員会から市民目線での提言があり、各課がそれに合わせて取組を始めている、③まちづくりの視点に子どもが参画してきた、④子どもの未来応援指針の策定の際のよりどころとなり、経済的貧困対策のみでなく、自ら未来を選択していける力を育む松本市独自の指針となったとしている。

そして、今後の取組として未来を担うすべての子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進、次期「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の策定に向けて、アンケート調査を実施、学校や地域に出向いての説明・広報活動や、チラシ・横断幕等を使つての周知活動、家庭（保護者）への子どもの権利条例の普及・啓発について、より幅広い保護者や大人に周知するための方法などについて検討する、と明確にしている。条例で定める子どもの権利の日（11月20日）に合わせて、「子どもの権利の日市民フォーラム」を開催するなど、様々な広報活動とともに市全体の取組として努力している。



【所感、課題等】

委員 1

小金井市と違い具体的な施策を次々に展開している要因は、条例に推進のための計画を策定しその検証スキームを構築することが盛り込まれている点である。実に松本市では子どもの権利を普及・啓発していくために平成30年度は約1,500万円もの予算が措置されている。視察での質疑のやりとりの中で、条例の裏付けがあるからこそ職員も子どもの支援のために何ができるかを最大限模索しながら事業を実施していると感じた。

委員 2

松本市では総合計画（基本構想2020・第9次基本計画）で、松本市の施策推進の理念として、子どもの権利の施策が位置付けられている。子どもにやさしいまちづくり推進計画の策定、子どもの権利擁護委員を配置し、子どもの権利相談室を設置している点など学ぶことが多かった。子どもの権利に対する不理解を克服する点で、子どもが困っていることを解決するためにどうしたらよいかという視点を持たれている点は参考になった。

委員 3

条例自体は小金井市より遅い平成25年4月の施行であるが、理念条例とせず条例の制定で何を積極的に推進するのか、明確に4点を示して実践している。中でも「相談・救済制度の充実」として、子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置している。平成30年度に子どもの権利学習パンフレットも小学1～3年生、4～6年生、中学生向けを作った。子どもの居場所づくり等の予算も組み、全て本気度が伝わり勉強になった。

委員 4

松本市では、子どもの権利に関する条例に基づき、様々実効性ある措置を講じていることは重要である。その一つが「子どもにやさしいまちづくり委員会」を設置し、推進計画や施策等の検討を行っていること。また、子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置した相談と、救済の取組「子ども未来委員会」の設置などである。子どもたちの声を聞くなど事態を調査し計画・実行、検討をしっかりとっていることは学ぶべき点である。

委員 5

子どもの権利相談室「こころの鈴」ができて、福祉と教育委員会の連携が取りやすくなったと言われたことが印象的だった。子どもを権利侵害から救済し、その回復を支援する責任と権限を持つ場があることが、学校や家庭、地域が、子どもを守るために動きやすくなる。大人は、子ども自身が内在する力を発揮できるよう環境整備する責任がある。そのためには子どもの権利条例に、推進計画、検証機関、救済を位置付ける必要性を痛感した。

委員 6

小金井市との大きな違いは、権利条例の制定過程の情報を保存し公開していることである。小金井市の条例から削除された条例の推進計画、権利委員会、子どもの権利の日などが松本市条例には規定され、救済相談の場も整備されている。具体的条項があるこ

とで職員の認識も進み、動きやすく、他の子ども施策の充実にもつながることが分かった。大変参考になる取組が多く、小金井市の条例の見直しと充実にも反映できることも多いと考える。

委員 7

条例を推進するために子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定し、あらゆる計画に位置付けて全ての子どもにやさしいまちづくりを展開しており、2年に一度アンケート調査を実施するなど子どもにやさしいまちづくり委員会において詳細に施策の検討・審議を行い、まつもと子ども未来委員会を設置して他自治体との交流事業や子どもの権利学習パンフレットを作成して配布するなどの啓発の取組においても大いに参考にすべきである。

委員 8

平成25年に制定された子どもの権利条例。相談室「こころの鈴」開設に続き、子育てコンシェルジュ配置の子ども子育て安心ルームを設置し充実を図っている。更に、子どもの未来応援指針を平成29年に策定し、キッズ&ユースデモクラシーを計画。各地域のまちづくり委員会を経て、子どもの意見が市政に反映する機会が多くなっている状況を率先して見習いたい。子どもの自己肯定感を高める必要はどの自治体も同じ思いである。

(別紙2)

収 支 報 告

1 予 算 159,086円

〈内 訳〉	委員旅費	@17,897円	×8人	=	143,176円
	1人当たり旅費		交通費		12,297円
			日 当		5,600円
	職員旅費	@15,910円	×1人	=	15,910円
	1人当たり旅費		交通費		12,310円
			日 当		3,600円

2 執 行 額 157,286円

〈内 訳〉	交通費				108,886円
	日 当				48,400円

3 差 引 残 1,800円

※ バス利用を予定していた区間を、市街地を視察する目的で徒歩に変更したことによる。